

生徒心得

1. 学校生活

- (1) 学業に専念し、礼儀を重んじ、規則を守り、他人に迷惑となる行動や言葉を慎み、公共物を大切にすること。
- (2) 努めて校内の美化を図ること。
- (3) 教室、廊下では、みだりに大声を出したり走ったりせず、騒がないこと。
- (4) 生徒会・部活動等の自主活動に積極的に参加すること。
- (5) 諸行事についてはその趣旨をよく理解し、積極的に参加すること。
- (6) 下校時刻（午後5時）以降の居残りについては、部顧問・担任など教員に許可を得たうえで、その付添のもとに行うこと。
- (7) 欠席・遅刻をする場合は、始業までに保護者から CLASSI で欠席理由を入力してもらうこと。
- (8) 忌引きについては、「父母死亡の場合 7 日」「祖父母、兄弟姉妹死亡の場合 3 日」「曾祖父母、伯叔父死亡の場合 2 日」とする。
- (9) 早退する必要がある場合は、担任・副担任・または当該学年教員の許可を受け、早退外出許可願に許可印を受けること。
- (10) 授業中の外出は認めない。やむを得ず外出する必要がある場合は、担任・副担任または当該学年教員の許可を受け、早退外出許可願に許可印を受けること。
- (11) 緊急時以外の携帯電話・スマートフォンの校内での使用を禁止する。
- (12) 学業に不必要なものは校内に持ち込まないこと。

2. 通学

- (1) 交通ルールを守り、安全に登校をする。
- (2) 登校は8時30分までに正門に入り、休日登校は部顧問または、担当の先生の許可を必要とする。
- (3) 自転車通学

自転車通学を希望する生徒は生徒指導部に届出て許可を受けること。

許可を受けた生徒は、自転車許可ステッカーを自転車に貼り、指定場所に駐輪すること。（放出駅からの自転車通学はできません。）なお、自転車通学する場合は、本校では安全面を考え、8時25分までの登校を指導しているので厳守すること。

※二人乗り、並列走行、傘さし運転、走行中のイヤホンや携帯電話等の使用をしないこと。

ルールを厳守しない生徒については、自転車通学の許可を取り消す。

あわせて、大阪府では自転車保険への加入が義務づけられている。事故に備えて様々な保険があるので、比較検討して加入しておくこと。

※近年交通事故による死傷者は高い水準で推移しており、特に自転車搭乗中の事故については、20才以下の若年層の割合が高くなっている。また、治療費、賠償金額が高額になる事例もおこっている。

(4) 単車・自動車

単車・自動車での通学は禁止している。また、特定小型原動機付自転車（電動キックボード・ペダル付き電動機自転車等）での通学も禁止している。

3. 身だしなみ

- (1) 高校生としての自覚を持ち、華美にならないように心掛け、清潔感を大切にすること。
- (2) 髪は整え、染色、脱色、パーマ、カール（ヘアアイロン・コテ等による）、エクステンション、マニキュアなどの加工を禁止する。
- (3) 装飾品、ネックレス・指輪・ブレスレット・イヤリング・ピアス等の着用は禁止とする。※違反時は即時あずかり毎年度末に返却する。
- (4) 化粧（まつ毛パーマを含む）、マニキュア等を禁止する。
※違反行為があった場合、発見次第すぐに改善指導をおこなう。

4. 服装

- (1) 通学時、及び校内では制服を着用すること。
- (2) 5月1日から10月31日までを夏季服装、11月1日から4月30日までを冬季制服期間と定める。また、冬季制服期間は必ずブレザーを着用する。
- (3) シャツ・ブラウスは第一ボタンまで閉じ、ボタンダウンも留め、ネクタイ・リボンを着用すること。また、シャツの裾を出して着用してはならない。
※夏季制服期間、ポロシャツを着用時はこの限りではない。
- (3) ネクタイまたはリボンに関しては全員購入とし、式典関係時は必ず紺色のネクタイ・リボンを着用すること。
(入学式・卒業式・始業式・終業式・指定があった場合)
- (5) スラックス、スカートについては任意で着用を選択できる。ただし、スラックス着用の場合、ベルト（シンプルな物）を着用すること。
- (6) セーター、ベストは学校指定のものを着用すること。
- (7) 靴下、タイツ、ストッキングは華美でないものとし、タイツ、ストッキングは無地とする。
- (8) 靴については通学に適したもの、華美でないものとする。
- (9) 「制服の変形（スカート丈を短く加工など）」、「ズボン、スカートの巻き上げ」、「腰の位置まで降ろす履き方（腰パン）」などの行為は認めない。

- (10) 休日・長期休業中における登下校は制服を着用すること。ただし、部顧問・教員より指示があった場合、その指示に従うこと。
- (11) 何らかの理由で制服が着用できない、または怪我などにより靴を履くことが困難な場合などは担任または生徒指導部に申出、異装許可願いを提出すること。

4. 校外生活

- (1) 生徒証は常に所持し、紛失した場合は直ちに再交付を受けること。
- (2) 校外では公衆道徳を守り、学生としての節度をわきまえること。
- (3) 帰宅時間、外泊などに関しては保護者と常に連絡を保っておくこと。
- (4) 学校の内外を問わず、喫煙・飲酒をしてはならない。また、遊戯場、酒類を扱う店へ出入りをしない。
- (5) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等で、アルバイトをする必要がある場合は、保護者が理解したうえで、担任と相談し事前に届出を提出し許可を受けてる。この場合も危険な仕事や風紀上好ましくない仕事は絶対やめること。
- (6) 単車・自動車の使用は禁止する。